

が複数の研修課程を修了している場合は重複して計上されている。

- この訪問介護員養成研修の取扱いについては、昨年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等でお示したように、訪問介護員養成研修1級課程については、平成24年3月を目処に介護職員基礎研修に一本化する予定である。また、訪問介護員養成研修2級課程については、養成を継続する予定であるので、ご了知いただくとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体等に周知いただくようお願いする。

### (3) 訪問介護員養成研修3級課程修了者について

- 訪問介護員養成研修3級課程修了者（以下「3級の訪問介護員」）については、既にお示ししているとおり、原則として平成21年3月末で報酬上の評価、養成を終了することとしているが、現に業務に従事している者については、最終的な周知及び円滑な移行を図る観点から、該当する従事者に対する周知を事業者が行うことを条件に、一年間に限定した経過措置を設けることとされたところである。

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）  
社会保障審議会介護給付費分科会（平成20年12月12日）  
～（中略）～なお、3級ヘルパーについては、前回答申どおり、原則として平成21年3月で報酬上の評価を廃止するが、現に業務に従事している者について、最終的な周知及び円滑な移行を図る観点から、該当する従事者に対する周知を事業者が行うことを条件に、一年間に限定した経過措置を設ける。（～以下略～）

については、留意事項は次のとおりであるので、管内市区町村、介護サービス事業者、研修機関、関係団体等に周知いただくようお願いする。

- 訪問介護員養成研修3級課程についての留意事項
  - ・ 都道府県におかれては、3級の養成課程について、平成20年度末をもって終了

するため、今後、新たな指定を行わないこと。

- ・ 現に指定を受けている3級の養成課程については、養成の廃止又は2級の養成課程への変更等の必要な事務手続き等を行うこと。
- ・ 現に当該研修を受講している受講者がいる場合には、研修修了後、新たに平成21年4月以降は介護保険法に基づく訪問介護員として従事できないことを周知すること。
- ・ 平成21年4月以降、介護保険法に基づく訪問介護員として従事すること以外を目的として、平成21年3月までの3級課程と同等の研修を行う場合であっても、介護保険法に規定されている研修ではないので、同法に基づく訪問介護員養成研修3級課程修了書を交付しないこと。

○ 介護報酬算定上の取扱いについての留意事項

- ・ 3級の訪問介護員が現に業務に従事している指定訪問介護事業所等については、平成21年4月以降、平成22年3月31日までの間、引き続き3級の訪問介護員による訪問介護費等の算定を受けるためには、当該3級の訪問介護員に対し、経過措置終了後も引き続き介護保険法に基づく訪問介護員等として従事するためには、介護福祉士の資格取得又は介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程若しくは2級課程を受講することが必要である旨を通知することが条件であること。
- ・ 平成21年4月以降は、当該事業所において引き続き業務に従事している者を除いて、新たに3級の訪問介護員として従事したり、他の事業所で従事することはできないこと。
- ・ 平成22年4月以降は、当該通知を受けた者を含め、3級の訪問介護員による訪問介護費等の算定はすべて行うことが出来なくなること。
- ・ 当該通知については、Eメール等の電子媒体によるものでも差し支えないが、通知内容及び通知を行った事実については、記録しなければならないこと。また、当該通知については、単に事業所内に掲示するものでは足りず、該当する全ての

3級の訪問介護員に対し、個別に行うことを要するものであること。

- ・ 当該通知については、原則として平成21年4月末までに行うものとする。

○ なお、上記の取扱いは、介護保険制度における訪問介護員養成研修3級課程及び介護報酬算定上の取扱いであり、障害者自立支援制度における居宅介護従事者養成研修3級課程及び居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費の算定上の取扱いは、この限りでないことを申し添える。

#### (4) サービス提供責任者の職業能力開発機会の充実について

サービス提供責任者については、サービスの質を確保しつつ事業所の効率的な運営や非常勤職員のキャリアアップを図る等の観点から、常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする人員基準の見直しを平成21年度介護報酬改定に合わせて行うこととしている。

併せて、介護給付費分科会の審議報告を受け、質の高い訪問介護サービスを実現するためにも、その中核を担うサービス提供責任者の職業能力開発機会の充実やその業務の具体化・標準化を推進するとともに、人員基準見直し後の状況を検証し、対応していくこととしているので、ご了解願いたい。

また、都道府県におかれては、平成18年度から一般財源化されたサービス提供責任者に対する研修事業（平成17年度まで訪問介護員資質向上等推進事業において実施）について、引き続き事業の実施にご配慮をいただきたい。

#### 平成21年度介護報酬改定に関する審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会（平成20年12月12日）

～（中略）～サービス提供責任者については、初回時や緊急時などサービス提供責任者の労力が特にかかる場合を評価するとともに、常勤要件について、サービスの質を確保しつつ事業所の効率的な運営や非常勤従事者のキャリアアップを図る等の観点から、常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする方向で見直す。併せて、職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化を推進する。なお、人員配置基準については、施行後の状況を検証し、必要な対応を行う。（～以下略～）

## 6. 介護支援専門員資質向上事業等について

### (1) 介護支援専門員に対する研修の実施について

- 介護支援専門員の資質の向上を図ることは、高齢者に対して適切なサービスを提供する上で非常に重要であり、質の高い介護支援専門員の養成並びに現に介護支援専門員として活動している者等に対する十分な研修の機会を確保することが求められている。
  
- 介護支援専門員に対する研修については、従来から「介護支援専門員資質向上事業」として実施しているところであり、平成21年度予算（案）においても前年同額の所要額（3.5億円）を計上したところであるので、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用していただきたい。
  
- なお、介護支援専門員の職能団体である「有限責任中間法人日本介護支援専門員協会」においては、介護支援専門員の資質向上、研修受講機会の確保、受講料負担の軽減を図る観点から、更新研修の講義部分の一部について、動画を使用したDVD、標準テキストを作成したところであり、これらに関しては、日本介護支援専門員協会より各都道府県介護保険担当課（室）宛てに、平成21年2月5日日介支専協第20-0272号「介護支援専門員の効果的な研修に向けての検討会議の出席依頼について」でもお知らせしているところであるが、来る3月5日（木）に都道府県研修担当者等への説明等を行う予定であるので、ご了知願いたい。

（参考）「介護支援専門員の効果的な研修に向けての検討会議」開催日時等

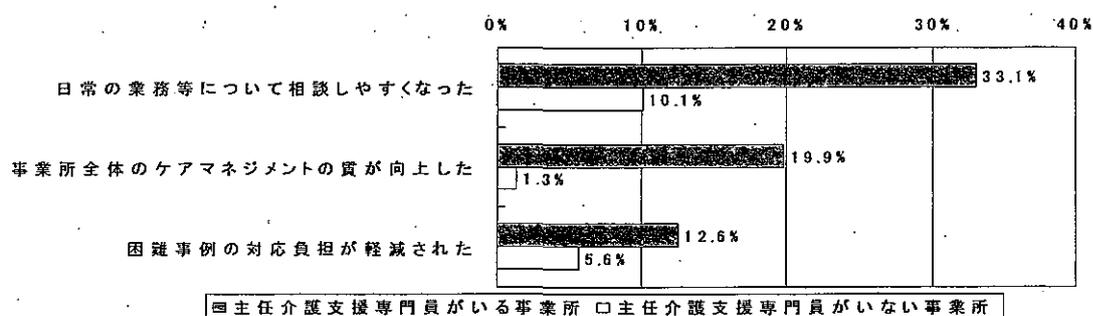
○日時：平成21年3月5日（木）13：00～17：00

○会場：富士ソフト アキバプラザ 6階・セミナールーム1

東京都千代田区神田練塀町3

### (2) 主任介護支援専門員研修の実施体制の確保について

- 主任介護支援専門員研修は、地域包括ケア体制の推進や地域、事業所内における介護支援専門員に対する助言・指導などの中核的な役割を担う者を養成するために平成18年度に創設したものである。主任介護支援専門員研修受講者数は、これまで約1万5千人（平成18～20年度）となり、主任介護支援専門員のいる事業所においては、「日常の業務等について相談しやすくなった」、「事業所全体のケアマネジメントの質が向上した」、「困難事例の対応負担が軽減された」などの効果が報告されているところである。



※出典：「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」（平成19年株式会社三菱総合研究所）

- 平成21年度介護報酬改定においては、居宅介護支援事業所の独立性・中立性を高める観点から、特定事業所加算について、実態に即して段階的に評価する仕組みに見直すこととされたところであり、新規に創設する特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件の1つである「主任介護支援専門員等」については、「平成21年度中に主任介護支援専門員研修を受講する見込みがあり、かつ、当該年度の研修を必ず修了する者を含む」とする予定である。

- このため、主任介護支援専門員研修の受講希望者の相当の増加が見込まれることから、各都道府県におかれては、主任介護支援専門員研修の受講希望者が漏れなく受講できるよう研修体制を整えていただきたい。については、研修の実施を希望する団体等の活用など、関係団体とも連携しつつ、研修機会の確保に努められたい。したがって、研修講師の数や研修会場の定員などの物理的な条件のみで予め受講定員

を定め、機械的に受講対象者を選定することのないよう取り計らい願いたい。なお、今後、各都道府県における平成21年度主任介護支援専門員研修の予定定員、予定回数などの実施計画等について把握させていただき予定であるので、その際はご協力をお願いしたい。

### (3) 介護支援専門員更新研修の計画的な実施等について

- 介護支援専門員については、平成18年度より資格の更新制度を導入し、更新時には「介護支援専門員更新研修」を受講することを義務づけたところである。この更新研修については、介護保険法施行令附則の経過措置により、平成19年度から実施しているが、平成21年度においても受講する者が見込まれるところである。これらの更新時期を迎えた者が適切に更新手続きを取れるよう、更新の対象となる者への更新制度についての周知をさらに徹底していただくとともに、更新研修の受講希望者が研修を漏れなく受講できるよう、更新研修等の計画的な実施をお願いしたい。
  
- なお、更新研修等の実施に当たっては、介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき、現任の介護支援専門員が受講しやすいように、研修日程等、研修の実施体制の工夫を行うとともに、更新研修を受講しようとする介護支援専門員が就業している都道府県（就業していない場合には居住している都道府県）と登録している都道府県が離れている場合などには、当該介護支援専門員の申請により名簿を移転し、就業している都道府県で研修の受講や更新手続きを行うなど、対象者が更新手続きを行うにあたり支障が生じないよう配慮されたい。

介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成18年6月15日老発第0615001号）

介護支援専門員資質向上事業実施要綱

4 事業実施上の留意点

(2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うものとする。

特に現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定にあたっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日（曜日）、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

#### (4) 第12回介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

- 第12回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月25日（日）を予定（正式には別途通知する予定）しているので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）及び別紙「平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール」に基づき、適切な実施をお願いしたい。
  
- また、第11回の試験においても、合否判定における事務処理上の不手際による採点の誤りや、合格発表にかかる掲載の誤り、試験実施準備等の不徹底による問題が生じたところであり、まことに遺憾である。本試験の実施は、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的として行うものであり、言うまでもなく、試験の適正かつ円滑な実施は必要不可欠である。したがって、このような事案が発生しないよう、各都道府県におかれては、改めて試験事務の実施体制等を再点検する等により万全を期されたい。

(別紙)

## 平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 (〈財〉社会福祉審議・試験センター)
4月	試験日・合格発表日及び試験範囲の通知	委託契約締結 受験要綱準備	委託契約締結 問題作成(4月～9月)
5月		受験申込み受理(5月～8月) 受験資格審査(5月～9月)	
6月			
7月			都道府県に問題必要部数の登録を依頼
8月		試験センターに問題必要部数を登録(24日)	
9月	都道府県に試験本部登録の依頼	厚生労働省に試験本部登録	都道府県へ試験問題発送を連絡
10月	都道府県に受験者速報を依頼	試験問題受領 (試験日3日前)	都道府県へ試験問題を発送
<b>試験実施(10月25日)</b>			
	受験者速報を公表	厚生労働省に受験者速報の報告 試験センターに答案データの提出(30日必着)	
11月	都道府県に合格者数の報告を依頼	試験の採点、合否判定	合格基準の設定 都道府県に正答番号及び合格基準を通知(20日発送)
12月	合格者数を公表 平成22年度の試験期日の確認等	合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一) (10日) 厚生労働省へ合格者数の報告 都道府県において順次実務研修実施	

(5) 介護支援専門員実務研修受講試験における実務経験（見込）証明書の取扱いについて

- 介護支援専門員実務研修受講試験（以下、「介護支援専門員試験」）における実務経験の確認方法については、実務経験（見込）証明書（以下、「実務経験証明書」）により行うものとされているところである。実務経験証明書は、施設又は事業所の長又は代表者が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な事例も生じているところである。
  
- これまでも全国会議において周知してきたところであるが、本来実務経験の要件を満たしているにもかかわらず、書類の形式的な不備により受験できないといったことが生じないように、例えば、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等の提示により、実務経験の有無を確認する方法も差し支えないものであるので、各都道府県においては、実務経験の確認において、柔軟かつ適切な対応が図られるようお願いしたい。

## 7. 訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて

- 訪問介護サービス等の生活援助等の提供にあたっては、利用者が1人暮らしであるか又は同居家族等の障害、疾病の有無のみに限定されるものではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものである。この取扱いについては、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成19年12月20日付老健局振興課事務連絡）及び平成20年2月27日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等を通じて周知し、さらに先般の国会審議等で、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されていると指摘されたことから、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて」（平成20年8月25日付老健局振興課事務連絡）【参考】を発出し、広く情報提供していただくようお願いしてきたところである。
  
- 介護保険制度においては、適切なケアマネジメントにもとづきケアプランが作成され、介護サービスが提供されることが基本であるので、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう、改めて周知していただきたい。

【参考】

事 務 連 絡

平成20年8月25日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて

厚生労働省老健局振興課

標記については、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成19年12月20日付老健局振興課事務連絡）及び平成20年2月27日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等を通じて、訪問介護サービス等の生活援助等の提供にあたっては、利用者が1人暮らしであるか又は同居家族等の障害、疾病の有無に限定されるものではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものであることを改めて周知するとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に幅広く情報提供していただくようお願いしているところです。

しかしながら、先般の国会審議等で、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されていると指摘されていることから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう、改めて周知徹底していただくようお願いいたします。

なお、訪問介護サービスにおける生活援助の考え方について、具体的なケアマネジメントツールを作成している保険者（川崎市）もありますので、併せて情報提供させていただきます。

## 8. 有料老人ホームに係る事務の適切な実施について

### (1) 有料老人ホームの届出と指導について

有料老人ホームの把握、届出促進及び有料老人ホームにおけるサービスの質の確保については、これまで累次にわたり適切な取り組みを要請してきたところである。

しかしながら、昨年9月の総務省の行政評価（「介護保険事業等に関する行政評価・監視」）において、総務省による調査の結果として、①有料老人ホームの的確な把握、②有料老人ホームの設置者に対する届出の指導、③有料老人ホームに対する計画的な指導監督の実施、について勧告が出されたところである。各都道府県におかれては、勧告の指摘も踏まえ、通知（「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付老健局計画課長、振興課長通知））等に基づき、改めて有料老人ホームの把握と届出促進、サービスの質の向上に向けた指導を行っていただきたい。

また、行政評価においては、有料老人ホームと同種のサービスを提供する高齢者専用賃貸住宅に対する都道府県の指導監督権限の強化についても勧告が出されている。これに関しては、先月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、この中に高齢者専用賃貸住宅を含む高齢者円滑入居賃貸住宅について、登録基準の設定、指導監督の強化等に係る規定も盛り込まれたところである。こうした点や実態を踏まえ、対応について検討することとしている。

### (2) 住宅政策との連携

今後、高齢社会の進展、高齢者単身・高齢者夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、高齢者の住まいと福祉サービスの連携の強化に対する社会からの要請は大きい。厚生労働省においても、高齢者居住安定確保法の改正をはじめ、住宅政策を所管する国土交通省との連携を推進しているところであり、都道府県、市町村においても、高齢者の住まいと福祉サービスの質・量双方を確保する観点から、住宅担当部局との連携をより一層強化していただきたい。

## 9. 福祉用具について

### (1) 福祉用具貸与における競争を通じた価格の適正化について

福祉用具の貸与等については、社会保障審議会介護給付費分科会における「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成20年12月12日）により、以下のとおり取り纏められたところである。

#### 【平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）】

#### II 各サービスの報酬・基準見直しの基本方向

#### 7. 福祉用具貸与・販売

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額になるケース等（「いわゆる外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進するため、製品毎等の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、介護給付費通知における同一製品の貸与価格幅等の通知を可能とするなど、都道府県、市町村の取組を支援する。

また、福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行い、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において、引きつづき議論・検討を行い、早急に必要な対応を行う。

これを踏まえ、福祉用具貸与価格については、競争を通じた価格の適正化を推進できるよう、今般の介護報酬改定に併せ、国保連合会介護給付適正化システム等を改修等を行うこととしている。

概要については、別添1のとおりである。また、改修イメージ（案）については、別添2のとおりであるので、適宜御確認いただきたい。

なお、本システムの稼働は、システム改修スケジュールの都合上、21年中となる予定である。稼働に当たり、本システムの詳細及び活用方法等についての担当者会議を開催し、詳細をお示しする予定であるので、各都道府県及び保険者におかれましてはご協力をお願いするとともに、同システムの積極的なご活用をお願いしたい。

【改修概要】(現時点での改修内容案)

○ 福祉用具貸与費一覧表

<情報の拡充>

- ① 全国、都道府県、保険者毎に
- ② その月の製品価格の分布がどのようになっているのか  
を把握できる情報を追加する。

<検索方法の拡充>

○ 都道府県及び保険者が検索を行いやすいよう、

- ① 製品毎の価格幅がどの程度あるのか
- ② どの事業所から提供されているのか
- ③ 利用者は誰であるのか(注1)

を把握できる一覧表を追加する。

- また、都道府県及び保険者が貸与価格の実態把握を絞り込んで行えるよう、「福祉用具貸与費一覧表」に、調べたい価格帯で提供される製品・事業所を抽出可能とする等、検索方法を拡充する。

○ 介護給付費通知

福祉用具の価格情報を追加することを可能とし、(注2)

- ・ 全国、都道府県及び市町村と比較し、費用額(注3)が分布のどこに位置するのか 等

を把握可能とする。

(注1) プライバシー保護の観点から、利用者の把握は被保険者が所在する保険者のみ可能

(注2) 活用に当たってはインターフェイスの変更が必要

(注3) 保険給付額と自己負担額の合計額

